

初任運転者に対する特別指導記録		検 印	統括運行管理者	運行管理者
運 転 者 氏 名	〇〇 〇〇 ( 2000年 1月 1日生 満 24歳)			
実施年月日 時 間	自 2024年 〇月 〇日 (〇) 至 2024年 〇月 〇日 (〇)			
実施場所	清澄営業所			
実施者	滝沢直、大田尚史			

指導内容：旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 平成13年12月3日国土交通省告示第1676号(平成28年11月17日改正)				
①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項				
【指導時間】	2024年 〇月 〇日(〇)	〇時 〇分～	〇時 〇分	2時間
【指導担当者】	滝沢直			
【具体的指導内容】	道路運送法その他法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等 運行指示書の遵守、貸切バスの安全運転の基本的な心構え			
②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法				
【指導時間】	2024年 〇月 〇日(〇)	〇時 〇分～	〇時 〇分	2時間
【指導担当者】	滝沢直			
【具体的指導内容】	事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要 貸切バスの車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異、日常点検の方法			
③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項				
【指導時間】	2024年 〇月 〇日(〇)	〇時 〇分～	〇時 〇分	2時間
【指導担当者】	大田尚史			
【具体的指導内容】	シートベルトの着用、貸切バスの運行の安全及び旅客の安全を確保するための留意事項			
④危険の予測及び回避				
【指導時間】	2024年 〇月 〇日(〇)	〇時 〇分～	〇時 〇分	2時間
【指導担当者】	滝沢直			
【具体的指導内容】	交通事故につながる恐れのある主な危険の理解とそれを回避するための運転方法 運転する同一の車種区分の自動車を用いての制動装置の急な操作方法			
⑤安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法				
【指導時間】	2024年 〇月 〇日(〇)	〇時 〇分～	〇時 〇分	2時間
【指導担当者】	滝沢直			
【具体的指導内容】				

安全装置の機能への過信及び誤った使用方法による交通事故の事例と適切な運転方法	
⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正	
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 2時間
【指導担当者】	大田尚史
【具体的指導内容】	映像による自身の運転技術及び個別特性の把握と振り返り、運転中に於ける危険予測の方法
⑦安全運転の実技	
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導担当者】	滝沢直、大田尚史
【所感】	お客様をお乗せする意識を自覚した運転とスムーズな加速減速について指導
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導担当者】	滝沢直、大田尚史
【所感】	周囲の状況を把握することで事故防止に繋げる為の心得
【指導時間】	2024年 ○月 ○日(○) ○時 ○分～ ○時 ○分 5時間
【指導担当者】	滝沢直
【所感】	繁華街特有の状況と危険予測
【具体的指導内容】	(実際に運転する同一の車種区分の自動車を運転)
	実際に運行する可能性のある経路での添乗指導

《備考》

初任運転者に対する特別指導の実施時間	①から⑥まで合計10時間以上 ⑦について20時間以上
初任指導の実施期間	事業者において初めて事業用自動車の運転者に選任される前に実施
準初任運転者(直近1年間に自社で運転経験のある貸切バスより大型の貸切バスに乗務しようとする運転者)の指導内容、実施時間	④(制動装置の急な操作に関する内容に限る)、⑥及び⑦について実施 ⑦について20時間以上、その他(④、⑥)は自社の初任指導の実施時間と同程度以上実施
初任指導に使用するテキスト	自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル(バス事業者編 国土交通省)等
初任診断(適性診断)の受診	運転者として新たに雇い入れた者について、運転者として選任する前に受診
新たに雇い入れた者の事故歴の把握	自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書または運転記録証明書等で雇入れ前の事故歴の把握・確認
初任指導の記録の記載と保存	指導実施年月日及び指導の具体的内容を乗務員台帳に記載、又は指導実施年月日を乗務員台帳に記載し、指導の具体的内容を記録した書面を乗務員台帳に添付する。ドライブレコーダーの記録を利用した場合は、その記録を営業所に3年間保存